

一般廃棄物処理基本計画

「資源循環型社会への挑戦～未来へ残す美しいふるさと～」

湯浅町

令和3年4月策定

目次

第1編 基本的事項	1
第1章計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 前提の条件	1
3. 計画目標年度	1
4. 計画の位置づけ	2
第2章計画の基本フレーム	3
1. 地域の概要	3
2. 一般廃棄物処理の基本理念	5
3. 基本フレーム	6
4. 一般廃棄物処理体系の将来像	7
第2編 ごみ処理基本計画	8
第1章 ごみ処理の現状と課題	8
1. ごみ問題について	8
2. ごみ処理の現状	9

3. 収集・運搬の現状.....	13
4. ごみ処理施設の概要.....	14
5. 現状の評価.....	15
6. 課題と目標.....	15
第2章 ごみ処理基本計画.....	18
1. 基本方針.....	18
2. 基本的事項.....	19
3. 収集・運搬計画.....	24
4. 中間処理計画.....	25
5. 最終処分計画.....	25
第3章 その他.....	26
1. 適正処理困難物.....	26
2. 災害廃棄物.....	26
3. 不法投棄防止対策.....	27
第3編 生活排水処理基本計画.....	28
第1章 生活排水処理の現状と課題.....	28

1. 生活排水問題について	28
2. 生活排水処理の現状	29
3. 生活排水処理の課題と目標	34
第2章 生活排水処理基本計画	36
1. 基本方針	36
2. 基本的事項	36
3. 事業計画	37
4. し尿処理基本計画	37

第1編 基本的事項

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

ごみ問題は、私たちの生活に直結する身近な問題であり、これまでの3R（リデュース（ごみが減るようにする）・リユース（繰り返し使ってごみを減らす）・リサイクル（再生利用する））に加え、現代ではよりごみを削減し、環境への負荷を軽減するために、4R（リフューズ（ごみの発生を断る）・リペア（修理して再利用）・リフォーム（改良して再び使えるようにする）・リバイ（再利用できるものを購入する））も求められています。行政・住民・事業者たちが3R＋4Rを意識することにより、環境にやさしい資源循環型社会を形成していくことができると考えます。

また、資源循環型社会の形成に向けて、平成11年当時、国の「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」により、固形燃料（RDF）化施設を建設しましたが、製造施設の維持管理費用の増大、RDF製造過程における度重なる火災の発生や、安全対策に要する費用の増大を原因に、平成18年5月から施設を稼働することが出来ない状態です。現在は民間業者に委託してごみ処理を行い、資源循環型社会の形成を目指しています。

令和3年度から有田周辺広域圏事務組合において、新たな施設を整備していくことになっていましたが計画が進んでいません。また、この新施設の計画から平成28年度に広川町は脱退を表明しました。

以上を踏まえ、自然にやさしい資源循環型社会の形成に向け本計画を策定します。

2. 前提の条件

(1) 計画対象区域

本計画の対象区域は、湯浅町の全域とします。

(2) 計画対象廃棄物

本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃棄物処理法とします。）」に基づく一般廃棄物（ごみ・し尿）を計画対象とします。

3. 計画目標年度

本計画は、計画目標年度を令和12年度として、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とします。また、計画の前提となる諸条件の変動を考慮し、概ね5年ごとに見直しを行います。

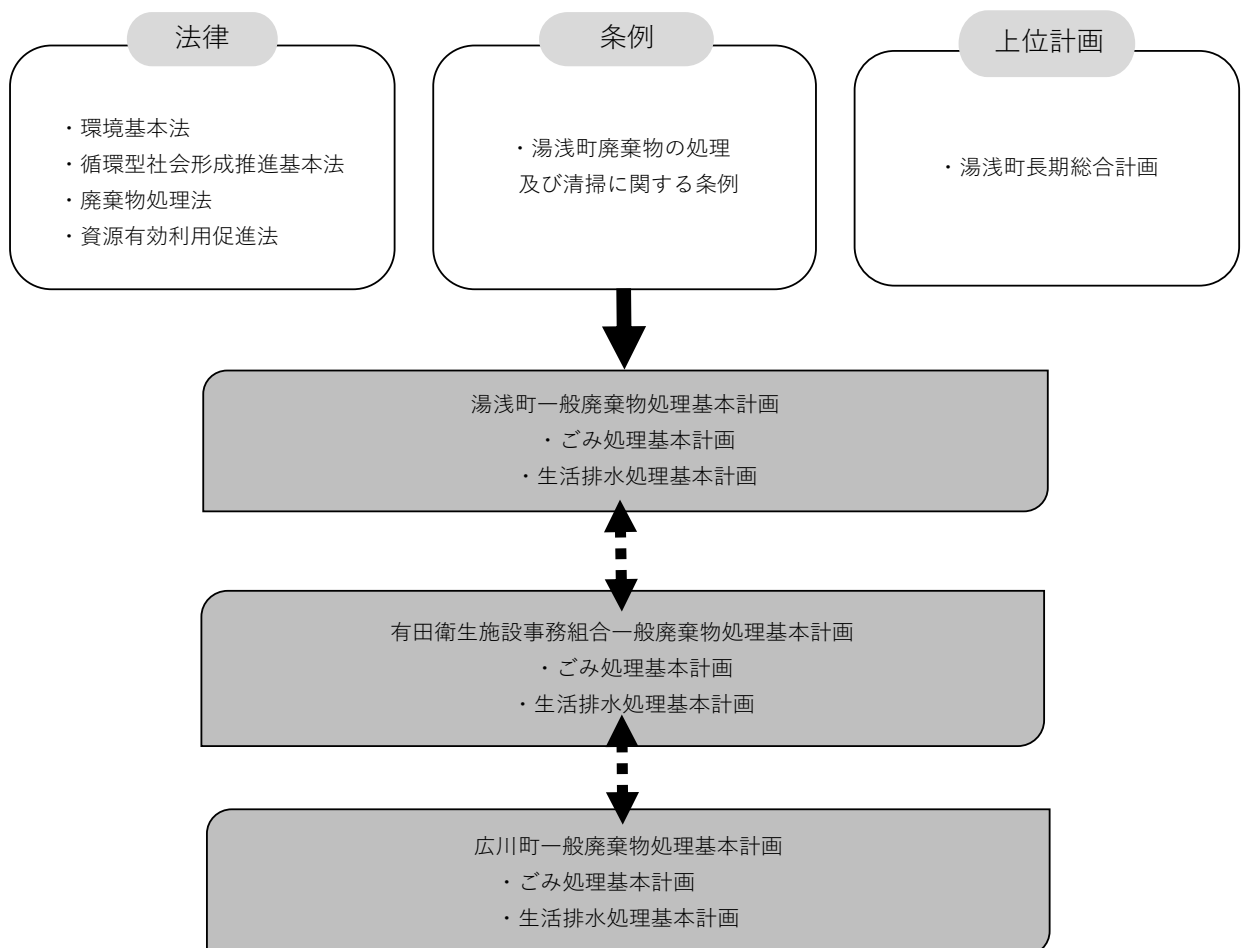
表1-1-3-1 計画期間について

・ 計 画 期 間	: 令 和 3 年 度 ~ 令 和 1 2 年 度
・ 計 画 目 標 年 度	: 見 直 し 年 度 令 和 7 年 度
	目 標 年 度 令 和 1 2 年 度

4. 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物処理法」等に基づき策定するとともに、上位計画である「湯浅町長期総合計画」に定められている一般廃棄物の処理等に関する基本的な事項を具体化させるための施策を示すものであり、本町の一般廃棄物処理に関する最上位計画となるものです。

図1-1-4-1 計画の位置づけ



第2章 計画の基本フレーム

1. 地域の概要

本町は、和歌山県の北部、有田郡の西に位置し、西は紀伊水道に面した湯浅湾を望み、北は有田市、東は有田川町、南は広川町と接しています。総面積は20.79km²で東西6.5km、南北3.5kmと東西に細長くなっています。また、JR湯浅駅と湯浅広港の間に中心市街地が形成され、南東に山々が広がっています。

産業としては、柑橘類の栽培が盛んであり、特に「有田みかん」の産地となっています。醤油発祥の地としても知られ、湯浅醤油、金山寺味噌が有名です。

また、本町の南を流れる広川では、季節の風物詩としてシロウオ漁が有名であり、湯浅湾では、シラスに代表される船曳網漁業が発達しています。

図1-2-1-1 本町の所在地図



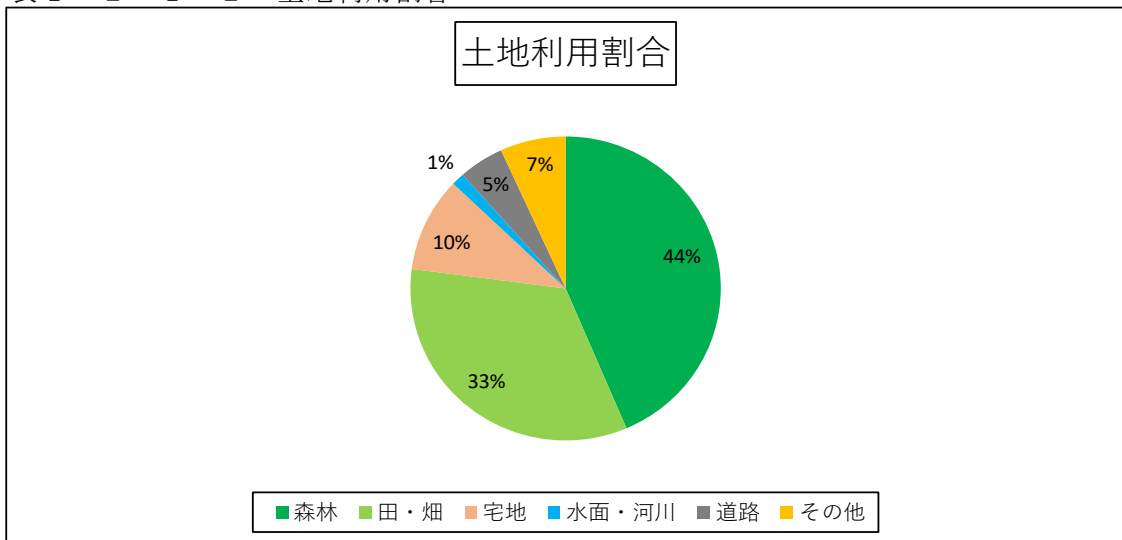
参考) 和歌山県ホームページより

表1-2-1-1 計画区域の概要

項目	単位	湯浅町
面積	ha	2,079
森林	〃	906
田・畑	〃	696
宅地	〃	209
水面・河川	〃	28
道路	〃	98
その他	〃	142
人口（令和2年4月1日）	人	11,081
男	〃	5,552
女	〃	6,249
世帯数	世帯	5,408
人口密度	人／km ²	533

注) 住民生活課調べ（R2年度）

表1-2-1-2 土地利用割合



2. 一般廃棄物処理の基本理念

基本理念について

現代の廃棄物処理において最も重要なポイントは、資源循環型社会の形成であると言われてい
ます。廃棄物の排出を少しでも抑え、発生した廃棄物を再資源化することによって、環境に優し
い資源循環型社会が形成できると考えられています。行政・住民・事業者が協力し、地域環境の
保全及び向上に努めることや、どのようにして減量・再資源化を行うか検討し、実行することが
大切であると考えます。

また、未来を生きる子どもたちの環境問題への意識を育むことで“美しいふるさと”を残すこ
とができ、より環境に優しい地域社会を形成することができるのではないのでしょうか。

従って、本計画の基本理念は次のとおりとします。

基本理念

「資源循環型社会への挑戦～未来へ残す美しいふるさと～」

※基本理念について、ごみの収集及び処理は湯浅町単体でなく広域的（広川町、有田衛生施設
事務組合）に実施しているため、広川町及び有田衛生施設事務組合と同様としています。

3. 基本フレーム

将来人口

本町の将来人口は、緩やかな減少傾向にあります。

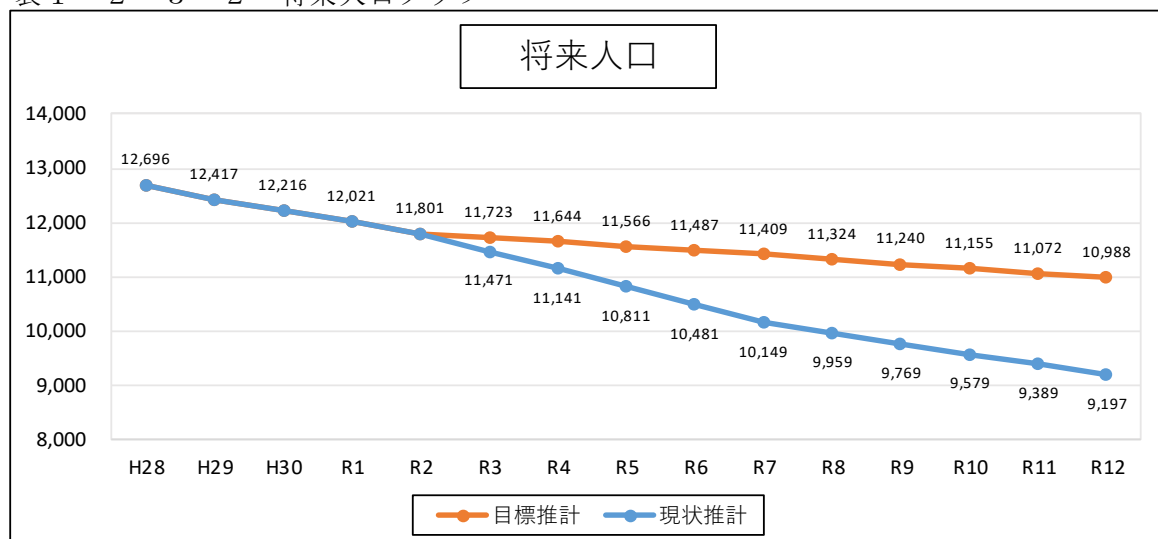
表1-2-3-1 本計画の将来人口

		湯浅町	
		目標推計	現状推計
実績	平成28年度	12,696	
	平成29年度	12,417	
	平成30年度	12,216	
	令和元年度	12,021	
	令和2年度	11,801	
将来	令和3年度	11,723	11,471
	令和4年度	11,644	11,141
	令和5年度	11,566	10,811
	令和6年度	11,487	10,481
	令和7年度	11,409	10,149
	令和8年度	11,324	9,959
	令和9年度	11,240	9,769
	令和10年度	11,155	9,579
	令和11年度	11,072	9,389
	令和12年度	10,988	9,197

※目標推計とは各町の人口ビジョンにおいて、人口の減少を抑えるために様々な施策等を要した場合の目標的な将来人口のこと。

※現状推計とは各町の人口ビジョンにおいて、国立社会保障・人口問題研究所が算出した、施策等により人口減少を抑えられなかった場合の将来人口のこと。

表1-2-3-2 将来人口グラフ



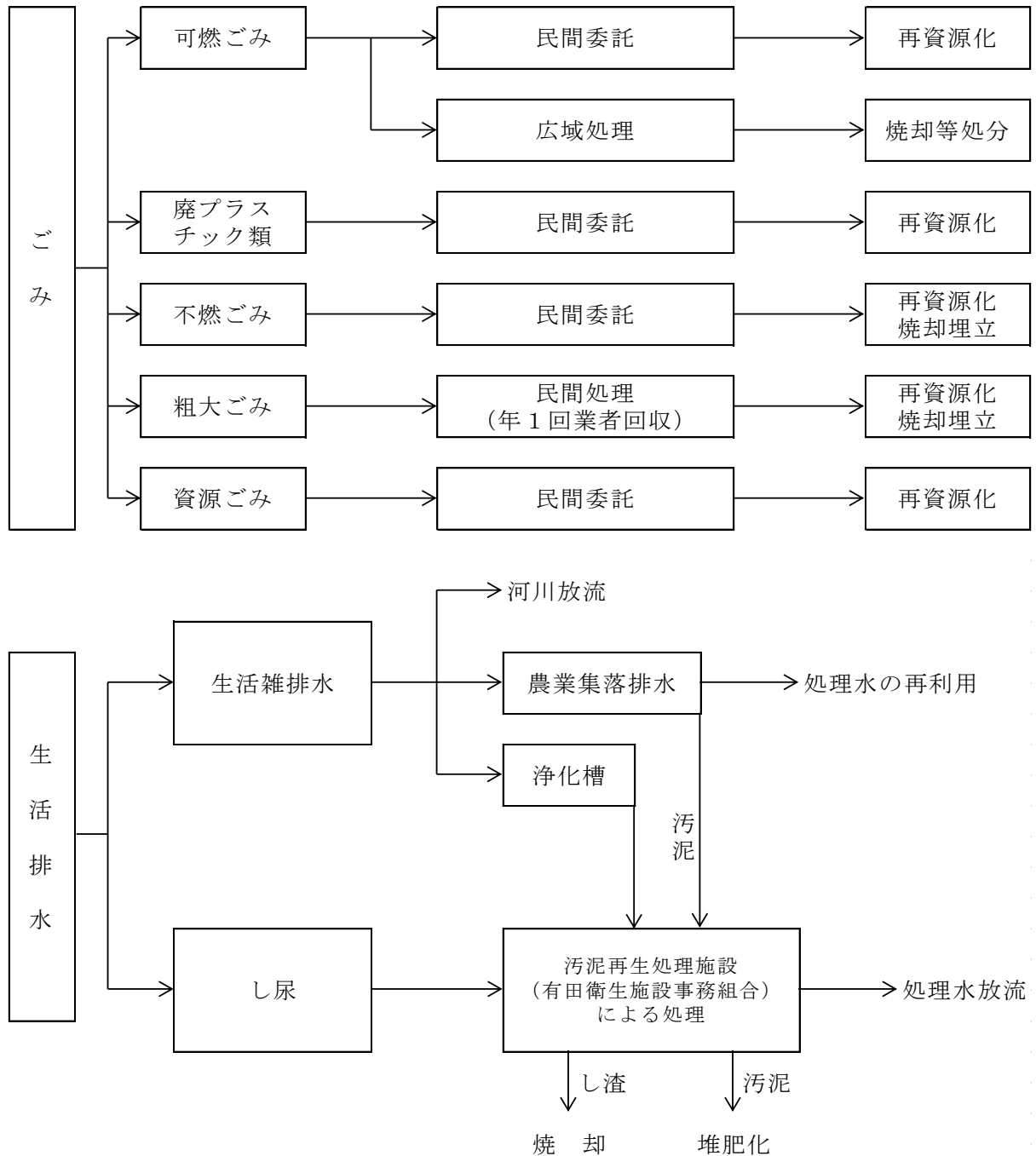
※推移人口：湯浅町人口ビジョン（平成27年度策定）を参考に算出。

※平成28年度から令和2年度実績は、各年度の4月1日現在の人口及び外国人を含む人口とする。

4. 一般廃棄物処理体系の将来像

ごみやし尿は、有効に処理することにより、極力再資源化を図ります。

図1-2-4-1 一般廃棄物処理体系の将来像



第2編 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状と課題

1. ごみ問題について

人が日常生活を営む中で「ごみ」は必ず発生します。大量生産、大量消費が行われている現代社会では、切り離すことの出来ないごみ問題が数多く存在します。地球上にごみが発生する限り、私たちはそのごみと真摯に向き合っていかなければなりません。どれだけごみを出さないか、排出されたごみをどれだけ減らせるか、一人一人の心がけが、ごみ問題の解決への第一歩となります。

現在、世界中で注目されているごみ問題の一つに、プラスチックごみ問題があげられます。プラスチックは軽量かつ丈夫で、加工がしやすいため、身の回りの物に多く利用されていますが、そのプラスチックごみが海を漂い、生態系に影響を与えています。海の生物だけでなく、私たちの生活にもその影響はみられます。海を漂うプラスチックごみが漁業の妨げとなったり、マイクロプラスチックを食べた魚等を私たちが食べることで、人体への影響も懸念されています。このプラスチックごみ問題の対策として、様々な取組が行われています。例えば、プラスチックだった製品を、自然に戻りやすい紙で代用するといったことです。その代表的なものとして、紙ストローがあげられます。また、プラスチックの過剰使用抑制のため、レジ袋を有料化するといった国家レベルでの取組も行われています。

他にも、近年では国内外からの観光客が排出するごみの増加が問題視されています。観光客が増えることにより、その地域全体のごみの排出量が増加しています。東京オリンピック、大阪万博、IRの誘致などで、さらに観光客の増加が見込まれる中、どのようにしてごみの大量発生を抑制し、発生したごみを処理していくか。増加し続けるごみへ対策を講ずる必要があります。

令和2年に発生した、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、ごみの収集等で感染症への対策にも目が向けられています。ごみを媒体とし、感染症に感染してしまうことから、対策としては、ごみ袋に目一杯ごみを詰め込まず、袋の口をしっかりと塞ぐ等があげられています。ごみを出せば処理をする人が必要であることから、清掃作業員の働きやすい環境づくりが求められています。

その他にも、不法投棄の問題に対しては、監視カメラを設置する等の対策がとられていますが、未だ大きな問題として残っています。また、家電リサイクル法対象品目に属する家電についても、粗大ごみとして捨てられていたり、ごみ問題は多種多様に存在します。

本町にとっても上記の問題は決して関係の無いものではありません。プラスチックごみの排出、国内外からの観光客、ごみを媒体とした清掃作業員への感染、その他、様々なごみ問題を抱えているのも事実です。それらを解決していくためには、住民、事業者、行政が、同じ目標をもち、より熱心にごみ問題と向き合い、解決方法を模索、構築等していくことがなにより大事であると考えます。よりよい資源循環型社会の形成を目指して、ごみ処理基本計画を作成します。

2. ごみ処理の現状

(1) 分別方法について

本町の分別方法については次のとおりです。

表2-1-2-1 ごみ分別区分表

区別	内容	ごみの種類
もえるごみ		・生ごみ（料理くず、残飯、食用油、卵の殻など）
		・紙類（紙くず、たばこの吸い殻、生理用品、紙おむつなど）
		・ふとん類 ※もえるごみ指定袋にふとんだけ入れる
		・木類剪定樹木
プラスチック		・プラスチック類（ビニール製品、ナイロン製品、CD、食用油や洗剤などの容器、発泡スチロール、プラスチック製のバケツや洗面器、その他プラスチック製のもの） ※ナイロン・プラスチックひもは1m程度に切ったもの
（リサイクル資源ごみ）		・ダンボール
		・本・牛乳パック・雑誌・シュレッダーごみ・チラシ
		・古着
		・ペットボトル
		・新聞
もえないごみ		・カン（空き缶、ジュース缶、缶詰缶、菓子缶など） ※スプレー缶は中身を使い切りキャップを外したもの
		・金属、金属を取り外せないもの（鍋、やかん、フライパン、スプーン、傘、カセットテープ、ビデオテープなど）
		・ゴム製品（長靴、ホース、ゴム手袋など） ※ホースは1m程度に切ったもの
		・皮革製品（革靴、ベルト、革財布、鞆など） ※ベルトのバックルは取り外し、半分に切ったもの
		・その他（使い捨てカイロ、乾燥剤など）
	・小型家電、小型電気製品（台所用電気製品、電話機、照明器具、家庭用理容機器、電子機器など）	
乾電池		・乾電池
ビン		・空きビン（洋酒ビン、ジュースビン、調味料ビン、その他割れていないビンなど）
		・ガラス類（窓ガラス、ガラスコップ、蛍光灯、電球類、鏡類など）
		・陶器類（皿、茶碗、湯飲み、つぼなど）
町で収集しないごみ（処理困難ごみ）	家電リサイクル対象機器	・家電リサイクル法対象品目（エアコン（室外機含む）、テレビ（液晶・プラズマ式含む）、冷蔵庫、洗濯機、家庭用衣類乾燥機）
	年1回の有料処分	・粗大ごみ、建設廃材、適正処理困難物、危険物、レンガ、砂
	自家処理	・ペットの糞、尿を含んだ砂など
	有田衛生施設事務組合へ搬入可能	・机、ダンス、イス、カーペット、じゅうたんなど ※金属、ガラス、泥、石等の異物を除去したもの、一枚の板にしたものは収集可能
	②については有田衛生施設事務組合へ搬入可能	・事業活動に伴って生じたごみ ①産業廃棄物（事業活動に伴って生じた燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど政令で決められた20種類の廃棄物） ②事業系一般廃棄物（事業活動に伴って生じたごみのうち、産業廃棄物以外のもの）

参考）「湯浅町ごみ・資源物分別早わかり」（令和3年1月改訂）より

(2) ごみ総排出量の推移

※データにつきましては、「和歌山県の一般廃棄物（平成26年度～平成30年度（最新）」を使用しています。

本町のごみ総排出量の推移について、平成26年度が合計3,897tと最も多く、それ以降は緩やかな減少傾向にあります。平成30年度においては台風21号の影響からか、家庭系ごみの合計量が前年度より増加し、総排出量が合計3,547tとなっています。また、ごみ総排出量の内訳として、家庭系ごみの合計量は年々減少傾向にあります。事業系ごみの合計量は一定の排出がみられます。

1人1日平均排出量の推移については、全年度とも全国平均と和歌山県平均に比べ、大きく下回っています。

図2-1-2-1 ごみ総排出量の推移

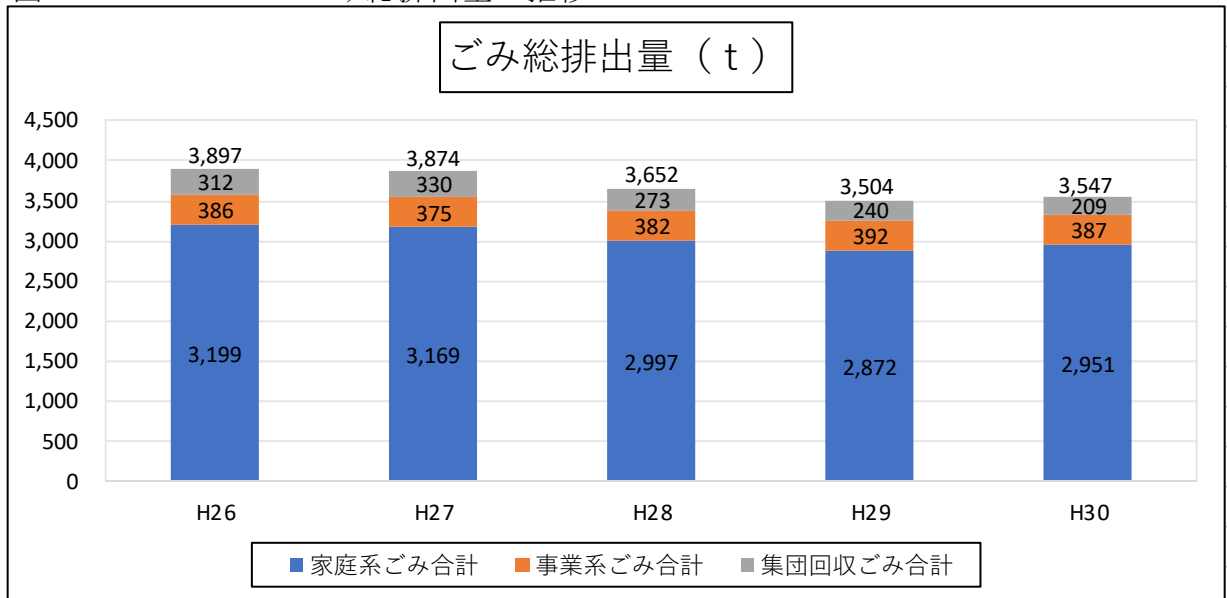
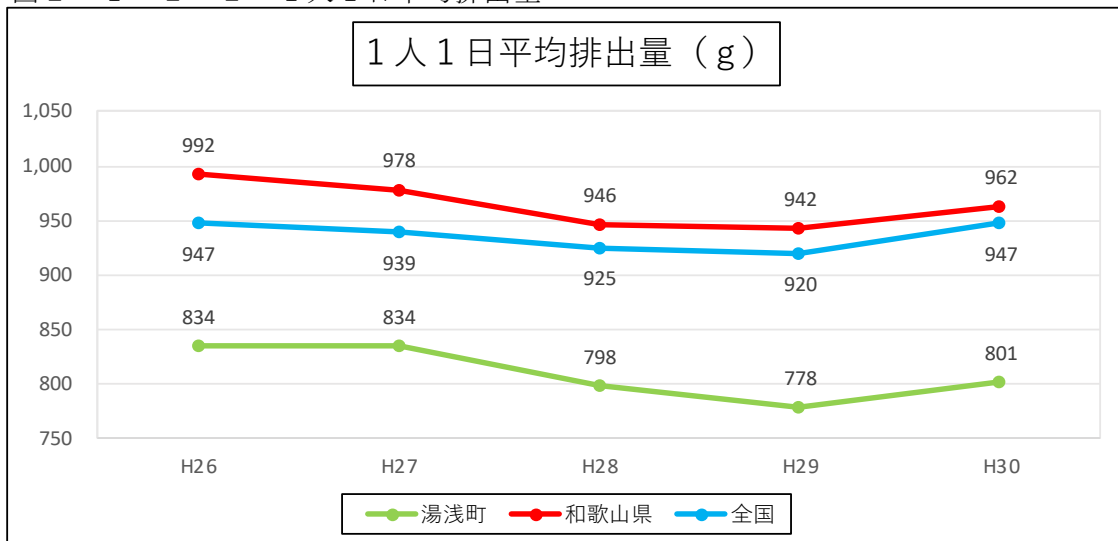


図2-1-2-2 1人1日平均排出量



1人1日平均排出量 (g) = ごみ総排出量 × 10⁶ ÷ 総人口 ÷ 365

(3) ごみの減量・再資源化の実績（平成26年度～平成30年度実績）

※データにつきましては、「和歌山県の一般廃棄物（平成26年度～平成30年度実績（最新）」を使用しています。

本町における集団回収も含めた総資源化量は、増減のばらつきがあり、平成27年度が1,256tと最も多いです。

また、リサイクル率は全国、和歌山県の割合と比べると全年度とも高い割合になっています。平成30年度が最も低く、平成27年度が32.4%と最も高くなっています。

図2-1-2-7 総資源化量の推移

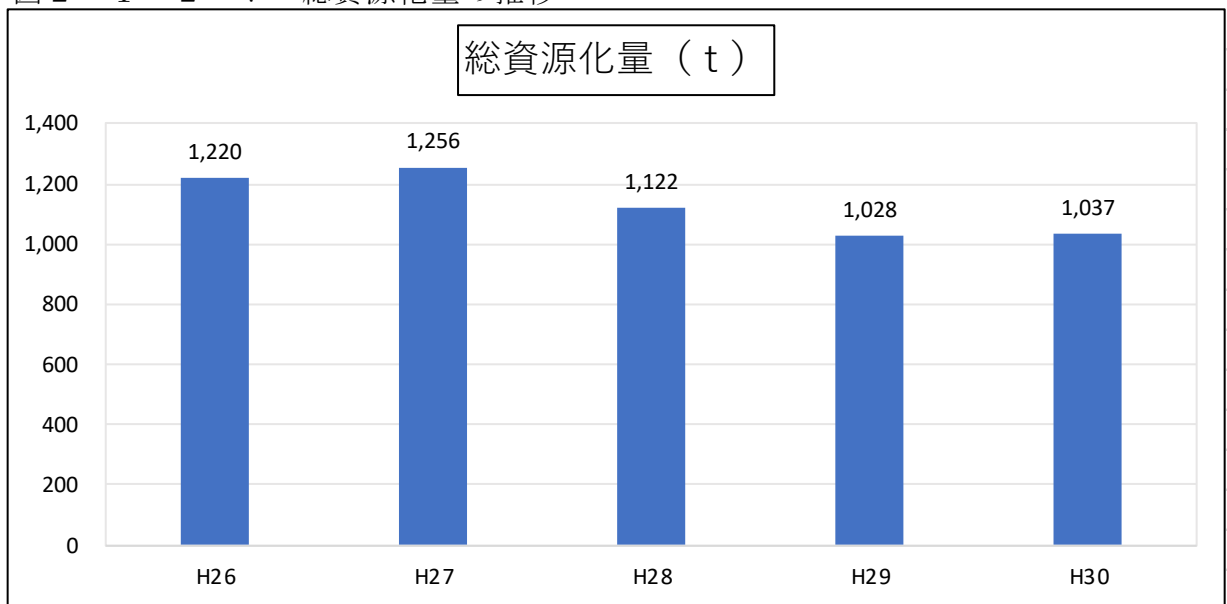
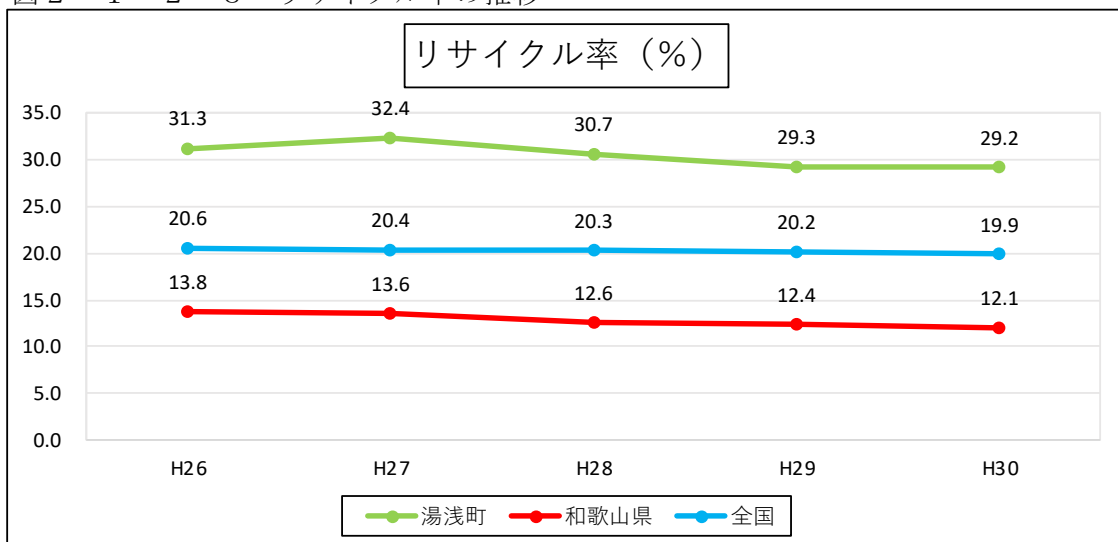


図2-1-2-8 リサイクル率の推移



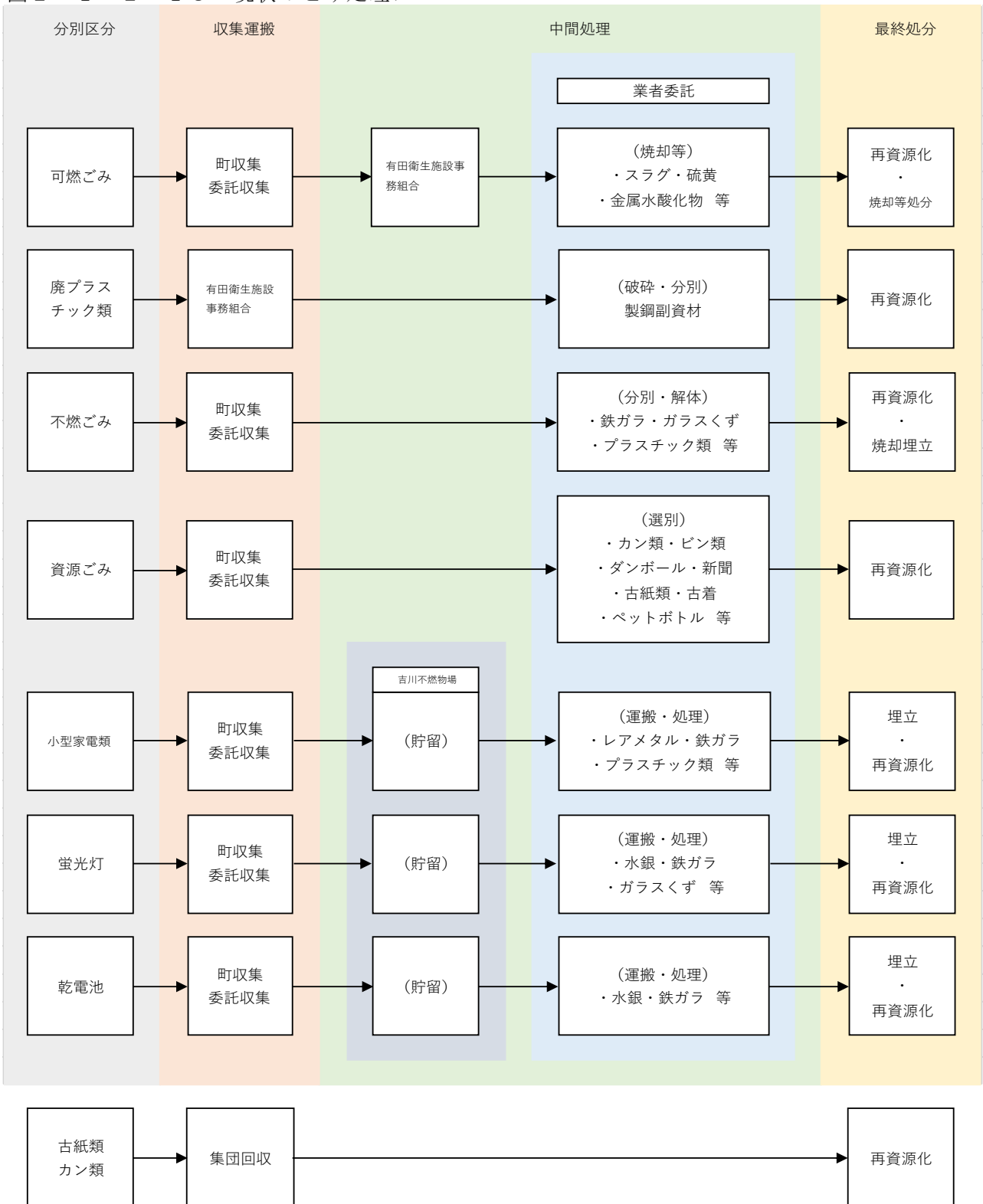
$$\text{リサイクル率(\%)} = (\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団回収量}) \div (\text{ごみ処理量} + \text{集団回収量}) \times 100$$

(4) 現状のごみ処理フロー

ごみ処理フロー

本町における現状のごみ処理フローは、次のとおりです。

図2-1-2-13 現状のごみ処理フロー



3. 収集・運搬の現状

(1) 収集対象地域

収集対象地域は、町内全域です。

(2) 収集・運搬の現状

本町における収集・運搬の現状は次のとおりです。

表2-1-3-1 収集・運搬の現状

分別区分		収集頻度	収集主体	排出方法	収集方法
もえるごみ		週2回	町収集 委託収集	指定袋	戸別回収
プラスチック		週2回	有田衛生施設 事務組合	指定袋	戸別回収
資源ごみ (リサイクル ごみ)	ダンボール	毎週月曜日	町収集 委託収集	ガムテープや ひもでしぼる	戸別回収 集団回収
	本・牛乳パック・雑誌・ シュレッダーごみ ・チラシ	毎週火曜日	町収集 委託収集	透明の袋 (指定なし)	戸別回収 集団回収
	古着等(ふとん以外)	毎週水曜日	町収集 委託収集	透明の袋 (指定なし)	戸別回収
	ペットボトル	毎週木曜日	町収集 委託収集	透明の袋 (指定なし)	戸別回収
	新聞	毎週金曜日	町収集 委託収集	透明の袋 (指定なし)	戸別回収 集団回収
	カン	毎月第1・3・5 水曜日	町収集 委託収集	青のコンテナに カンのみ入れる	戸別回収 集団回収
もえないごみ		毎月第1・3・5 水曜日	町収集 委託収集	透明の袋 (指定なし)	戸別回収
乾電池		毎月第1・3・5 水曜日	町収集 委託収集	電池ボックス又は 青のコンテナに 透明の袋に入れる	戸別回収
ビン		毎月第2・4 水曜日	町収集 委託収集	黄色のコンテナに ビンのみ入れる	戸別回収
収集 しない ごみ	収集できないごみ (有田衛生施設事務組合へ 直接持ち込むこと可能なごみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・机、タンス、イス、カーペット、じゅうたん等 ※金属、ガラス、泥、石等の異物を除去したもの。一枚の板にしたもの ・事業活動に伴って生じたごみ 事業系一般廃棄物(事業活動に伴って生じたごみのうち、産業廃棄物以外のもの) 			
	収集できないごみ (有田衛生施設事務組合へ 直接持ち込むこともできないごみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・家電リサイクル法対象品目(エアコン(室外機含む)・テレビ(液晶・プラズマ式含む)・冷蔵庫・洗濯機・家庭用衣類乾燥機) ・粗大ごみ、建設廃材、適正処理困難物、危険物、レンガ、砂 ・ペットの糞、尿を含んだ砂など ・事業活動に伴って生じたごみ 産業廃棄物(事業活動に伴って生じた燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど政令で決められた20種類の廃棄物) 			

(3) 指定ごみ収集袋の状況

本町における指定ごみ収集袋の種類は次のとおりです。

表2-1-3-3 指定ごみ袋の種類

分別区分	袋の大きさ等	単価	袋の特徴
もえるごみ	15L	12円/枚	半透明 黒文字
	30L	17円/枚	
	45L	20円/枚	
	70L	30円/枚	
プラスチック	15L	12円/枚	透明 青文字
	30L	17円/枚	
	45L	20円/枚	
	70L	30円/枚	

4. ごみ処理施設の概要

本町が使用しているごみ処理施設は次のとおりです。

表2-1-4-1 ごみ焼却施設の概要

地方公共団体名	有田周辺広域圏事務組合
施設名称	有田周辺広域圏事務組合環境センター
年間処理量	14,556t/年度
焼却対象廃棄物	可燃ごみ、粗大ごみ、不燃ごみ
処理方式	ストーカ式(可動)
炉型式	全連続運転
処理能力	100t/日
炉数	2
余熱利用の状況	無し
灰処理設備の有無	薬剤処理(飛灰)

表2-1-4-2 ごみ燃料化施設の概要

地方公共団体名	有田衛生施設事務組合
施設名称	リユースなぎ
年間処理量	—
焼却対象廃棄物	可燃ごみ、生ごみ(厨芥類)、粗大ごみ
施設の種類	固形燃料化(RDF)
処理能力	30t/日
施設の状況	平成18年5月より休止中

5. 現状の評価

(1) 現状

○平成23年度5月に策定した湯浅町一般廃棄物処理基本計画と平成30年度実績の比較

総排出量は平成22年度より減少しており、平成23年度計画目標である令和2年度の数値より下回っています。平成22年度の総排出量と比較すると15.9%削減しています。

表2-1-5-1 平成23年5月策定計画に対する平成30年度実績

評価指標	一般廃棄物処理基本計画 (平成23年5月策定)			実績 (平成30年度)
	現状 (平成22年度)	計画目標		
		(平成27年度)	(令和2年度)	
総排出量 (t/年)	4,220	4,079 -3.3%	3,848 -8.8%	3,547 -15.9%

(2) 評価

ごみ処理の現状をまとめてみると、ごみ総排出量は減少傾向にあります。その理由としては、行政が住民に対して、広報等による環境に関する告知や、不法投棄や野焼き等の啓発活動、家庭用ごみ処理機等の購入に係る補助金制度、そして、次世代を担う子供たちへの環境学習など、積極的に取り組んできたためと考えます。行政の取組だけでなく、地域住民や地域団体による河川や地区の美化運動、集団回収による再資源化の促進、正しい分別と正しいごみの出し方が徹底され、ごみ総排出量の削減につながったと思われます。

6. 課題と目標

ごみ処理の現状をまとめた結果、見えてきた課題とそれに対する目標を、次のように設定します。

(1) ごみ処理における課題

町内でのごみ総排出量が少なくなっているとはいえ、未だ適正処理されていないごみが数多く存在します。不法投棄や、ごみのポイ捨て、分別の守られていないごみの排出等、それらの早期解決を検討し、町内より排出されたごみが、適正処理されることにより、ごみの減量、再資源化が進み、よりよい資源循環型社会の形成を目指すことが今後の課題になると考えられます。

(2) 国と和歌山県の目標

国においても第四次循環型社会形成推進基本計画にて、平成25年度から令和7年度を目標年度とした目標が表2-1-6-1のとおり設けられています。

また、和歌山県においても、第4次和歌山県廃棄物処理計画にて、平成32年度を目標とし表2-1-6-2のとおり目標が設けられています。

表2-1-6-1 国の減量化目標

一般廃棄物の排出量	3,800万t (10.3%削減)
再生利用率	28%(2025年度)
最終処分量	320万t (29.5%削減)
一人一日あたりの ごみ排出量(事業系含む)	850g (集団回収及び資源ごみ含む)

参考) 第四次循環型社会形成推進基本計画より

表2-1-6-2 和歌山県の減量化目標

排出量	12%削減(平成24年度比)
再生利用率	14%(平成24年度)から 20%に増加させる
最終処分量	22%削減(平成24年度比)
一人一日あたりの 生活系ごみ排出量	583グラム(集団回収及び資源ごみ除く)

参考) 第4次和歌山県廃棄物処理計画より

(3) 目標の設定

これらのことを踏まえたうえで、令和12年度目標は次のように設定します。

① 本町の目標

本町ではごみの総排出量を平成30年度実績に比べ、12.4%削減を目指します。再生利用率は平成30年度実績が全国、和歌山県の実績に比べて非常に高いことから、この水準を維持することを目標に、令和12年度では30.2%を目指します。また、1人1日あたりの平均排出量は775gを目標にします。

表2-1-6-3 数値目標

排出量	12.4%削減 (平成30年度比)
再生利用率	30.2%
一人一日あたりの ごみ排出量(事業系含む)	775g (集団回収及び資源ごみ含む)

第2章 ごみ処理基本計画

1. 基本方針

一般廃棄物処理の基本理念に基づき、ごみ処理基本計画における基本方針は、次のように定めます。

① 減量・再資源化の促進

a. 家庭や地域で行われているごみの減量・再資源化活動の促進

住民一人一人が日常生活の中で自然にごみの減量・再資源化を心掛けるように意識啓発を図ります。また、集団回収、生ごみの堆肥化等、住民の自主的なリサイクル活動を支援し、促進を図ると共にトレイの店頭回収、過剰包装の抑制等も事業者と協議します。

b. 事業所でのごみ減量・再資源化の指導・支援

多量排出業者に対してごみの減量・再資源化の指導を強化します。

また、中小事業者に対しては、ごみの分別の徹底指導、地域の集団回収への参加斡旋、資源回収業者の紹介等を行います。

c. 減量・再資源化を進めるごみ処理・収集体制づくり

住民にとって利便性を高められるように、円滑なごみ収集や受入体制づくりに努め、ごみ処理の有料化についても検討します。

d. 再生品利用の促進

資源の循環がスムーズに行われるために再生品利用の拡大を図ります。

② 広域的な取組の推進

中間処理は、近隣広域組合の協力を得ながら民間と合わせてごみ処理を委託します。

③ 適正処理困難物対策の推進

家電リサイクル品の適正処理を徹底します。

廃タイヤ、スプリング入りマットレス等適正処理困難物は、粗大ごみ搬入日を設けて、適正に処理できる業者を紹介します。

2. 基本的事項

(1) 住民・事業者・行政の役割

ごみ排出抑制のための方策として、環境省より平成28年9月策定のごみ処理基本計画策定指針に以下のことが記されています。

①住民の役割

住民は、商品の購入に当たっては、容器包装廃棄物の排出の少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品、再生利用が容易な商品及び再生品の選択に努め、特に食品の購入に当たっては、賞味期限に関する正しい理解を深め、適量の購入等により食品ロスの削減に資する購入行動に努めます。商品の使用に当たっては、エネルギー消費効率等にも配慮しつつ故障時の修理の励行等によりなるべく長時間使用することや、食品の食べ切り使い切り、生ごみの水切りに努め、自ら排出する一般廃棄物の排出抑制に取り組むとともに、外食における適量な注文、食べ残しの削減等により事業者が排出する一般廃棄物の排出抑制に協力します。

a. 住民団体等を通じた集団回収の促進等

古新聞、古雑誌、空き缶、空きビン、ペットボトルについては、回収業者へ出したり、資源ごみとして出すように努めるほか、リユースビンについては、販売店に返却等により、資源としての再利用に努めます。

また、住民団体による古新聞等の集団回収や衣類、家庭用品等の不用品交換は、ごみ減量の観点から有効ではあるばかりでなく、地域コミュニティの育成にも役立つものであることから、積極的に活用します。

さらに、フリーマーケットやガレージセールの場合、リユース業者との連携、町や民間団体が提供する不用品交換情報等を活用して、家庭の不用品を売却したり、交換することもごみ減量に効果的であると考えます。

b. 容器包装廃棄物の排出抑制

商品の購入に当たっては、自ら買い物袋やマイバッグ等を持参し、また、簡易包装化されている商品、詰め替え可能な商品及び繰り返し使用可能な容器（リユース容器）を用いる商品等を選択すること等によって、できる限り容器包装廃棄物の排出抑制に取り組みます。

c. リユースビンを始めとする環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制

トイレットペーパー等に再生品を使用し、リユースビン等のリユース容器を選択し適正に返却するように努めるとともに、使い捨て品の使用を抑制します。また、可能な限り、ものを無駄に浪費しない生活スタイルを心掛け、環境への負担の少ないグリーン製品・サービスを選択します。

②事業者の役割

a. 発生源における排出抑制

事業者は原材料の選択や製造工程を工夫する、輸送工程を工夫する、取引慣行を改善する、不要となった物品を有価物として他社に譲渡して有効活用する等により、製造から流通、販売に至るサプライチェーン全体において排出されるごみの排出抑制に努めます。

b. 過剰包装の抑制

事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品や容器等がごみとなった場合に排出抑制、分別排出、適正な循環的利用及び処分が円滑に実施できるよう、消費実態に合わせた容器包装の簡易化、容器包装の減量・簡素化、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品、再生利用が容易な商品、適正な処理が困難とならない商品及び廃棄物を原料とした商品等の製造又は販売、修繕体制の整備、建物の長寿命化、必要な情報の提供に努めます。

c. 流通容器包装廃棄物の排出抑制、リユース容器の利用・回収の促進と使い捨て容器の使用抑制

容器包装の利用、製造等に当たっては、量り売り等の推進により容器包装廃棄物の発生の抑制に努めるとともに、容器包装の企画化や材料、構造方面における工夫を行い、リユース容器を用いること等により容器包装の減量に積極的に努める必要がある。具体的には、容器包装のリサイクルに伴うコストを正確に認識し、薄肉化、簡易包装化、空間容積率の縮小、リユースビンの採用と回収の確保、詰め替え可能な商品の製造、必要に応じ洗剤等について内容物自体の濃縮化等により、容器包装の役割を損なわない範囲で、最も効率的な容器包装とするよう努める必要があります。

d. 環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制等

トイレットペーパー等に再生品を使用するように努めるとともに、使い捨て品の使用を抑制します。また、可能な限り、ものを無駄に費消しない生活スタイルを心がけ、環境への負担の少ないグリーン製品・サービスを選択します。

e. 食品廃棄物の排出抑制

一般廃棄物となる食品廃棄物を排出する食品小売業においては、消費期限前に商品棚から商品を撤去・廃棄する等の商慣行を見直し、売れ残りを減らす工夫や、消費期限が近づいている商品の値引き販売等、食品が廃棄物とならないよう販売方法を工夫するものとします。

外食産業においては、メニュー、盛り付けの工夫や食べ残しの削減に積極的に取り組むものとします。

あわせて、食品小売業や外食産業においては、このような自らの取組を適切に情報提供すること等により、消費者の理解の促進に努める必要があります。

③行政の役割

行政は、その区域内における一般廃棄物の排出状況を適正に把握したうえで、その排出抑制に関し、適切に普及啓発や情報提供、環境教育等を行うことにより、住民の自主的な取組を促進するとともに、分別収集の推進及び一般廃棄物の再生利用により、一般廃棄物の適正な循環的利用に努めるものとし、その上で、処分しなければならない一般廃棄物について、適正な中間処理及び最終処分を確保するものとします。

a. ごみ処理有料化の実施

行政は、経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再使用、再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の更なる推進を図るものとします。

この他、ごみの排出抑制や再生利用の推進を図るため、一般廃棄物処理の有料化と併せて、分別収集区の見直しや資源ごみの集団回収への助成、排出抑制や再生利用に取り組む小売店等の支援、再使用の促進などを実施することも有効だと考えられます。

b. 環境教育、普及啓発の充実

行政は住民、事業者に対してごみの減量・再資源化、さらにはごみの適切な分別に関する適切な啓発や情報提供を行います。

ごみの減量に関する社会意識を育むため、学校や地域社会の場において副読本の活用やごみ処理施設の見学などを通じた環境教育に積極的に取り組みます。

c. 多量の一般廃棄物排出業者に対する減量化指導の徹底

事業系ごみの処理について処理費用を勘案した手数料を徴収することにより適切な経済的インセンティブを与えるとともに、ごみ処理基本計画に事業系ごみの減量対策を明確に位置付け、事業者に対する減量化計画の策定指針を徹底するなど計画的な事業系ごみの排出抑制対策を講じます。

この際、例えば食品リサイクル法の下で定められている食品関連事業者に対する再生利用等実施率の目標値、各種リサイクル法に基づき事業者に求められる取組についても勘案します。

d. 容器包装廃棄物の排出抑制

廃棄物減量等推進審議会等の場を利用して、消費者、販売事業者、行政の連携・協働による地域レベルでのレジ袋の撤廃、過剰包装の抑制、リユースビンの利用促進に向けた方策について検討するとともに、消費者、販売事業者との対話や普及啓発活動の促進等により容器包装廃棄物の排出抑制に努めます。

e. リユースビン等のリユース容器の利用促進

地域においてリユースビンの利用・返却・再利用の促進が図られるよう、関係者間の連携構築と普及啓発に努めます。また、その他のリユース容器についても、利用促進のため事業者や住民への呼びかけに努めます。

f. 食品ロス・食品廃棄物の排出抑制

食品廃棄物の排出抑制については、とりわけ本来食べられるにも関わらず捨てられている食品、いわゆる食品ロスについては、その削減に向けて、各町において、家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査の実施に努めるとともに、食品ロス排出削減のため事業者や住民への呼びかけに努めます。

g. 環境物品等の使用促進

行政自らも事業者としてグリーン購入・契約など循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行します。

(2) 基本施策

ごみ処理基本計画に関する基本的な施策は、次のとおりとします。

①住民・事業者の自主的な取組の促進

地域の住民・事業者のごみ減量・再資源化に向けての自主的な取組の促進を図ります。そのため啓発活動を行うほか、様々な支援を行います。

また、製造・流通・販売業者に対しては、消費者から不要となった製品の引取システムづくり等を行うことを働きかけます。

②システム、体制づくり

資源循環型社会の形成に向けて、新たな分別収集区分、中間処理システムの整備、ごみの排出抑制のための条例整備の検討等を行います。

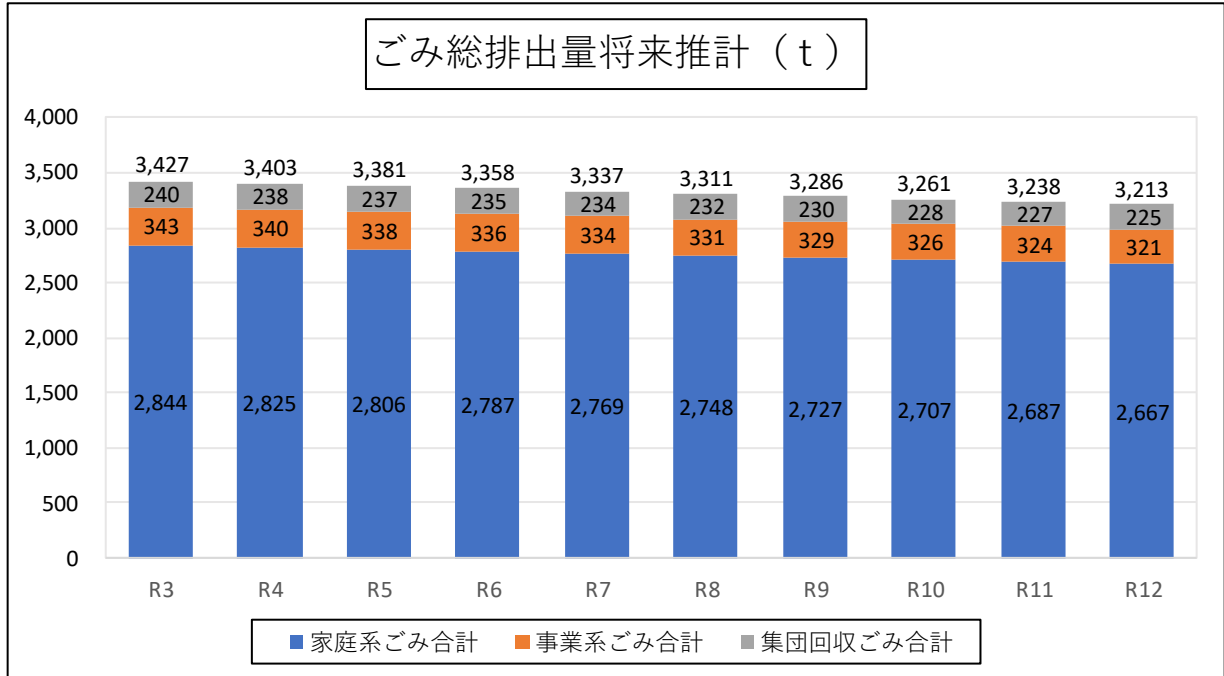
③事業者に対するごみ処理の有料化

事業者が排出する一般廃棄物については、有田衛生施設事務組合への搬入を許可していますが、引き続き1kg20円(10kg以上)で処理することとし、事業者へのごみの削減、分別の徹底を周知します。

(3) ごみ総排出量の推移

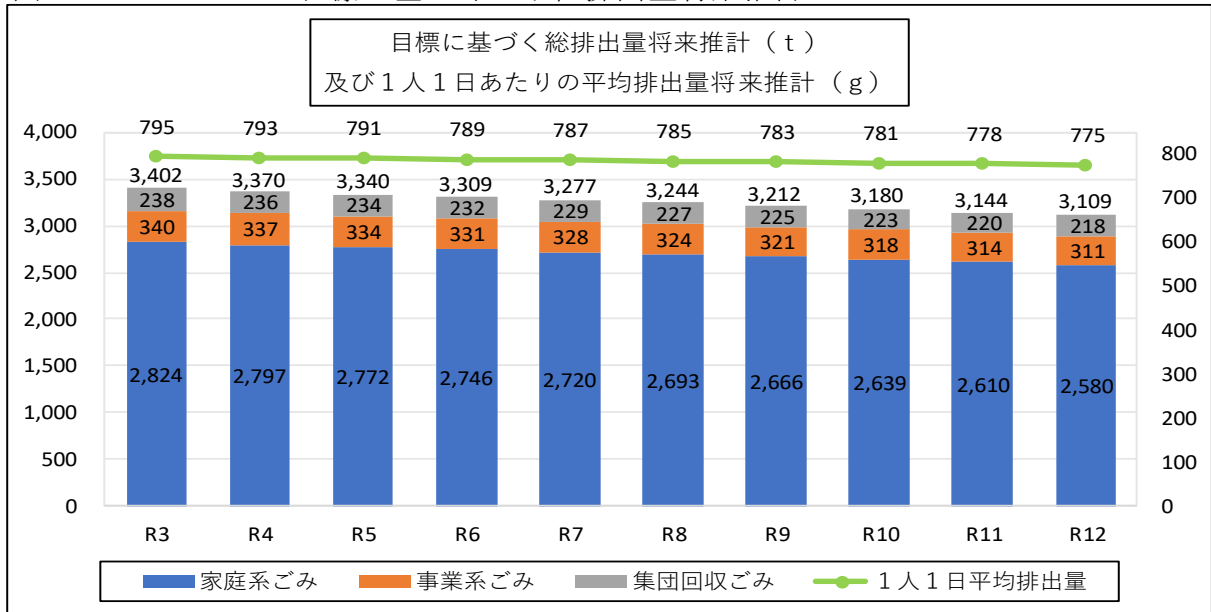
① 1人1日あたりの平均排出量（平成30年度実績）に人口推計の値を乗じて、算出した結果が次の図2-2-2-1のようになります。

図2-2-2-1 ごみ総排出量将来推計



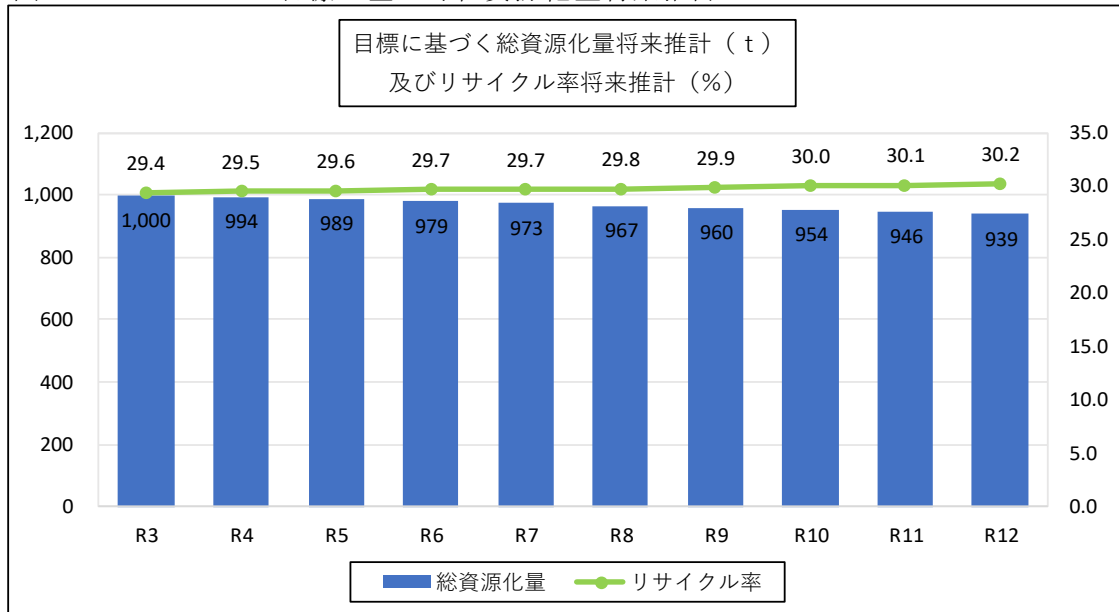
② 定めた目標に基づく各ごみ総排出量将来推計が次の図2-2-2-4のようになります。

図2-2-2-4 目標に基づくごみ総排出量将来推計



③ 定めた目標に基づく総資源化量将来推計が次の図2-2-2-7のようになります。

図2-2-2-7 目標に基づく総資源化量将来推計



3. 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬の目標

ごみの排出方法の徹底による効率的な分別収集を実施するとともに、リサイクルや中間処理に適した合理的な収集・運搬体制を確立していきます。

また、低公害な収集・運搬車両への切り替えを検討します。

(2) 収集区域の範囲

本町の行政区域全域を計画収集区域とします。

(3) 収集・運搬の方法

① ごみの排出方法

排出方法は、住民がごみを分けやすくするだけでなく、衛生的かつ迅速に収集・運搬し、安全かつ効率的に処理及びリサイクルを行うためにも重要であることから、排出方法の周知徹底を図っていきます。

② 収集方式及び収集頻度

現在、収集方法及び収集頻度は各町によって異なっているが、合理的に統一するよう検討していきます。

③ 収集・運搬体制等

最適な配車計画や業務管理のシステム化を進めることにより、収集・運搬体制の効率化を図っていくものとします。また、高齢化社会に対応したサービスの提供についても検討します。

④ 収集・運搬車両等

収集・運搬車両については、低公害車への転換を検討します。

4. 中間処理計画

(1) 中間処理の目標

収集区域から排出されたごみについては、中間処理の工程において、極力減量・再資源化することにより環境への負担を軽減するとともに、ダイオキシン類対策等の環境保全に十分配慮した処理を行うこととします。

(2) 再生利用計画

町施策

①家庭・地域で行われているごみ減量・再資源化活動の促進

○ごみ減量・再資源化に関する意識啓発

住民のごみに対する意識を高めるため、イベント、広報活動等により広く啓発を図ります。また、具体的には、環境問題、各町でのごみ処理やリサイクルの状況、ごみの分別リスト、適正処理困難物の引取業者、リサイクル推進店等、生活に役立つ情報をホームページなどに掲載し、啓発を進めます。

○生ごみの堆肥化の推進

生ごみ処理機・容器購入補助制度を継続して実施します。

○リサイクル推進店の設置

簡易包装の奨励や、トレイ等の店頭回収を促進します。

②事業所でのごみ減量・再資源化の指導・支援

○大量排出業者に対してごみ減量・再資源化の指導

大量排出業者に対してごみ減量・再資源化に積極的に取り組むよう指導します。

○中小事業者に対してごみ減量・再資源化の指導

定期的にごみ収集時に町収集員がステーションでのごみ分別徹底の指導を行います。

○公共施設でのリサイクル推進

住民、事業者への指導的立場にあることを認識し、率先してごみ減量・再資源化に取り組みます。

③再生品利用の促進

資源循環を拡大するには、再生紙を始め、再生品の利用を促進します。

5. 最終処分計画

(1) 最終処分の目標

ごみの排出抑制・再資源化及び中間処理におけるごみの減量により、最終処分量を削減します。

(2) 最終処分について

中間処理にて焼却残渣や不燃残渣等が発生した場合は、可能な限り減量し、焼却飛灰が発生した場合は大阪湾広域臨海環境整備センターに埋立処分を委託します。

第3章 その他

1. 適正処理困難物

(1) 適正処理困難物

本町における適正処理困難物は以下のとおりとします。

湯浅町の適正処理困難物

生活環境に悪影響のあるもの	PCB、アスベスト（石綿）を含むもの
爆発、火災、その他の危険性があるもの	ガスボンベ、ガソリン、灯油、シンナー、廃油、消火器、火薬、ペンキ、バッテリー等
毒性があるもの	農薬、劇薬、薬品類、強酸性又は強アルカリ性の液状のもの
家電リサイクル法によるもの	エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機
悪臭を放つもの	ペットの糞、尿を含んだ砂等
粗大ごみ・その他	タイヤ、ホットカーペット、スプリング入りマットレス、自転車、バイク、畳等

処理方法

- ・粗大ごみ集団回収日を設けて適正に処理できる業者を斡旋します。
- ・本人より購入先または買い換えをする業者に相談するか、専門の処理業者にて処理を依頼してもらいます。
- ・処理方法が不明なものについては、環境係に問合せしてもらいます。

(2) 医療系廃棄物

特に感染性医療廃棄物は、「特別管理一般廃棄物」に指定されており、医療機関自ら適正な処理・処分を行うように指導していきます。

また、在宅医療廃棄物の中には、注射針等の鋭利なものや、血液が付着して感染症のおそれが含まれているため、医療機関等において適正に処理するように指導していきます。

2. 災害廃棄物

自然災害等により発生した災害廃棄物については、災害廃棄物処理計画に従い、周辺地域や、協定を活かして適正に処理を行います。

3. 不法投棄防止対策

不法投棄については、引き続き広報等による啓発活動や、分別区分の徹底、監視カメラの設置を行い、職員によるパトロール等を強化します。町内での清掃活動をより活発にし、住民、事業者、行政が一体となり美化意識を高めることによって、不法投棄撲滅を目指します。

第3編 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水の現状と課題

1. 生活排水問題について

現在、世界中で「水質汚染」が問題視されています。日本でも代表的な水質汚染の問題として、工場排水による水質汚染が原因で、「イタイイタイ病」や「水俣病」が流行しました。工場排水だけが原因ではなく、農業排水や牧畜排水、そして生活排水によっても水質汚染は引き起こされます。世界的に見ると生活排水の約90%が未処理のまま放流されており、日本においても、水質汚濁防止法などによって、産業排水が原因の水質汚染は減少しましたが、逆に生活排水による水質汚染が目立ってきました。

生活排水による水質汚染の原因として、各家庭や事業所の生活排水処理体系の違いが考えられます。生活排水を処理するために使用するものとしては、浄化槽やコミュニティ・プラント、公共下水道や農業集落排水施設などが挙げられますが、場所によっては、汲取便槽や、単独処理浄化槽を使用し、生活雑排水は、未処理のまま海や川へ放流している場合があります。

生活雑排水が与える水質汚染の影響としては、例えば、米のとぎ汁や、味噌汁、ビールなどを未処理のまま、閉ざされた河川や海に放流したとすると、これらの食品に含まれている、リンや窒素が、プランクトンを大量発生させ、赤潮の原因になります。赤潮が原因で、海の生物たちは住処を無くしたり、海中の酸素濃度が下がり死滅したりと、生態系に大きな影響を与えることが懸念されます。生態系への影響は、その場所を漁場としていた漁師にも被害を及ぼし、やがてはその地域の人々にも経済的被害をもたらすと考えられます。

また、これらの水質汚染の原因となる食品を水に混ぜたとき、魚の住める水質にするためには、米のとぎ汁の場合500mlに対し、約1,200ℓの水を混ぜる必要があり、味噌汁の場合180mlに対し約1,410ℓ、ビールは、180mlに対し約3,000ℓの水が必要になると言われています。

生活排水による水質汚染の対策として、まずは、食べ物を残さないことや、油汚れを拭き取ったり、洗剤を過剰に使用しないことなど、身近に出来る行動を1人1人が意識することにより、生活排水による水質汚染を軽減することが出来ると考えます。加えて、生活排水を処理するためには、各家庭や事業所が、公共下水道やコミュニティ・プラント、農業集落排水施設などへ接続したり、合併処理浄化槽を設置し、適切な維持管理を行い、処理施設で処理することが大切です。

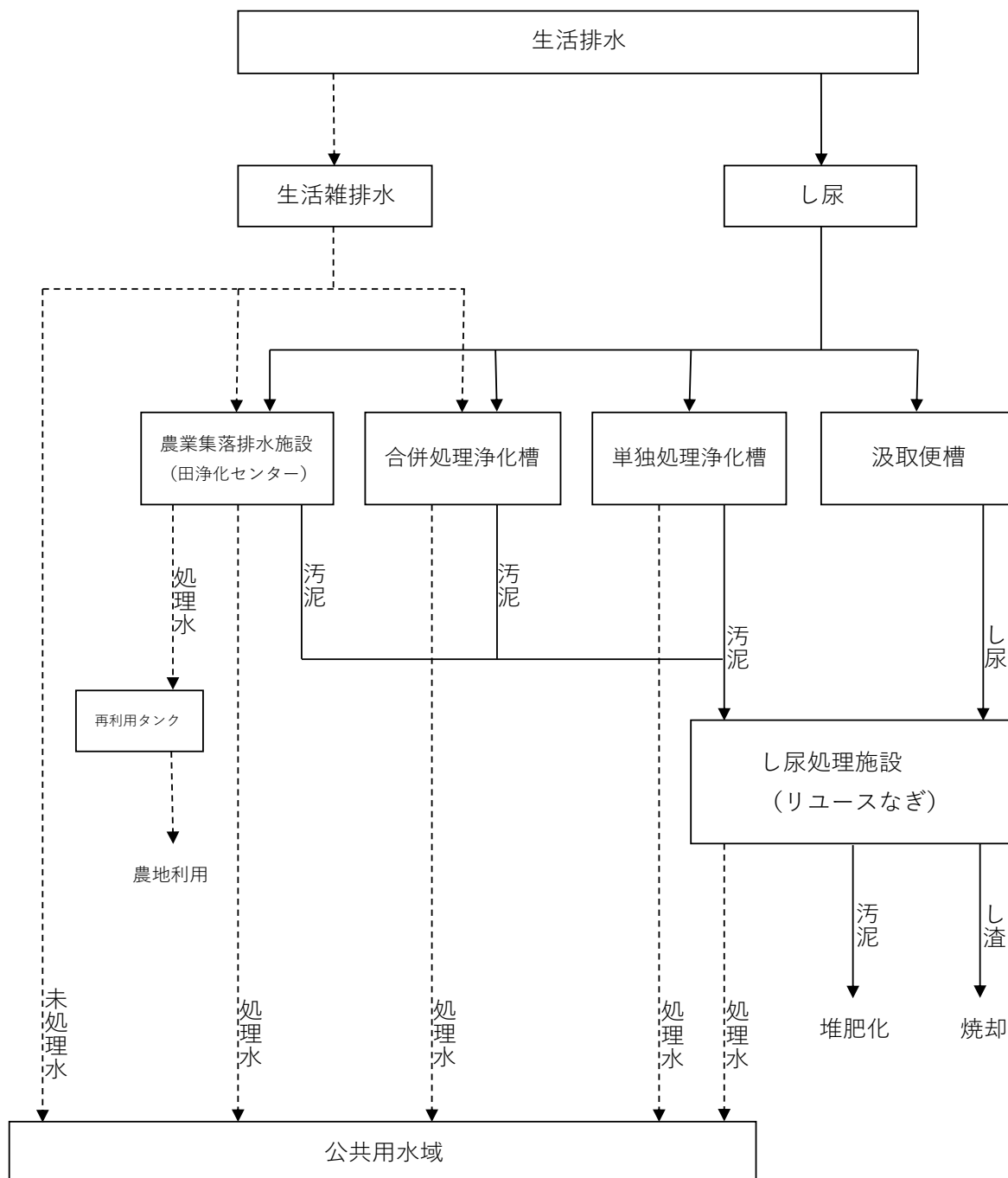
この計画は、本町の生活排水を適正に処理するために策定するものです。

2. 生活排水処理の現状

(1) 本町の処理方法について

本町では図3-1-2-1のように生活排水が処理されています。町内で発生する生活排水は、汲取便槽、単独処理浄化槽、合併処理浄化槽、農業集落排水施設で処理され、それぞれ発生するし尿および汚泥の処分は有田衛生施設事務組合で行っています。

図3-1-2-1 現状の生活排水処理フロー



(2) 処理形態別人口の推移について

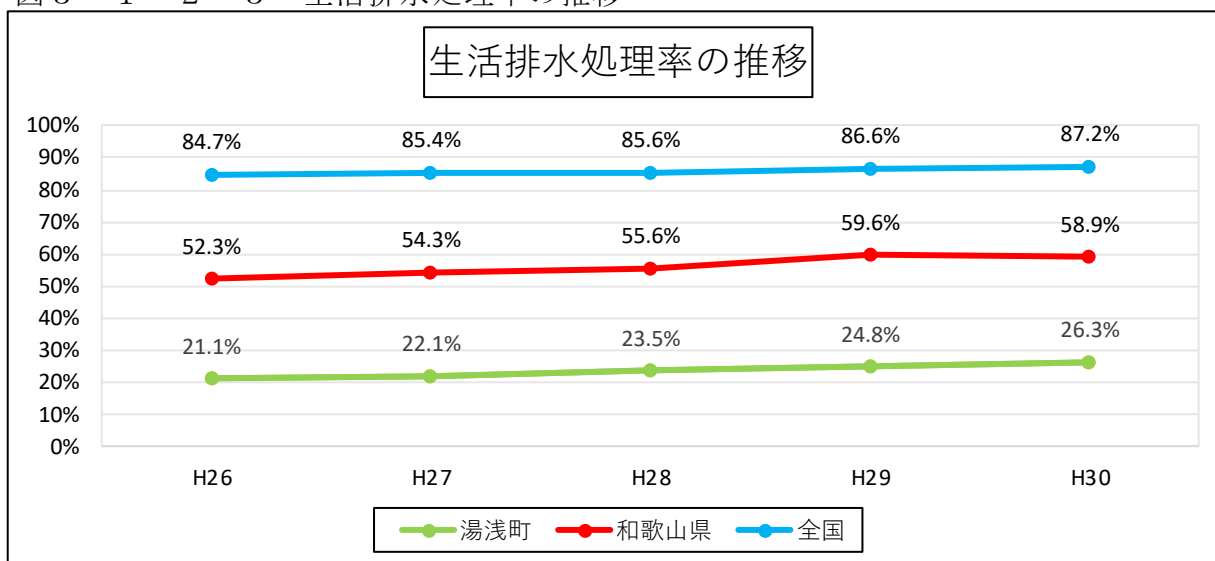
生活排水処理人口データについては、「和歌山県の一般廃棄物（平成26年度～平成30年度（最新）」を使用しています。

本町の生活排水処理人口について、非水洗化人口及び単独処理浄化槽を使用している人口は減少傾向にあり、合併処理浄化槽使用人口は増加しています。生活排水処理率は増加しており、平成30年度実績が26.3%となっています。

表3-1-2-1 生活排水処理人口の推移

		年度	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
生活排水処理形態別人口	1. 計画処理区域内人口 (人)	12,802	12,696	12,532	12,333	12,131	
	2. 水洗化・生活雑排水処理人口 (人)	2,703	2,808	2,951	3,057	3,192	
	(1) コミュニティプラント人口 (人)	0	0	0	0	0	
	(2) 合併処理浄化槽人口 (人)	2,239	2,337	2,480	2,600	2,738	
	(3) 下水道人口 (人)	0	0	0	0	0	
	(4) 農業集落排水施設人口 (人)	464	471	471	457	454	
	3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (人) (単独処理浄化槽人口)	7,127	7,153	7,147	7,103	7,054	
	4. 非水洗化人口 (人)	2,972	2,735	2,434	2,173	1,885	
	(1) し尿収集人口 (人)	2,972	2,735	2,434	2,173	1,885	
	(2) 自家処理人口 (人)	0	0	0	0	0	
5. 計画処理区域外人口 (人)	0	0	0	0	0		

図3-1-2-3 生活排水処理率の推移



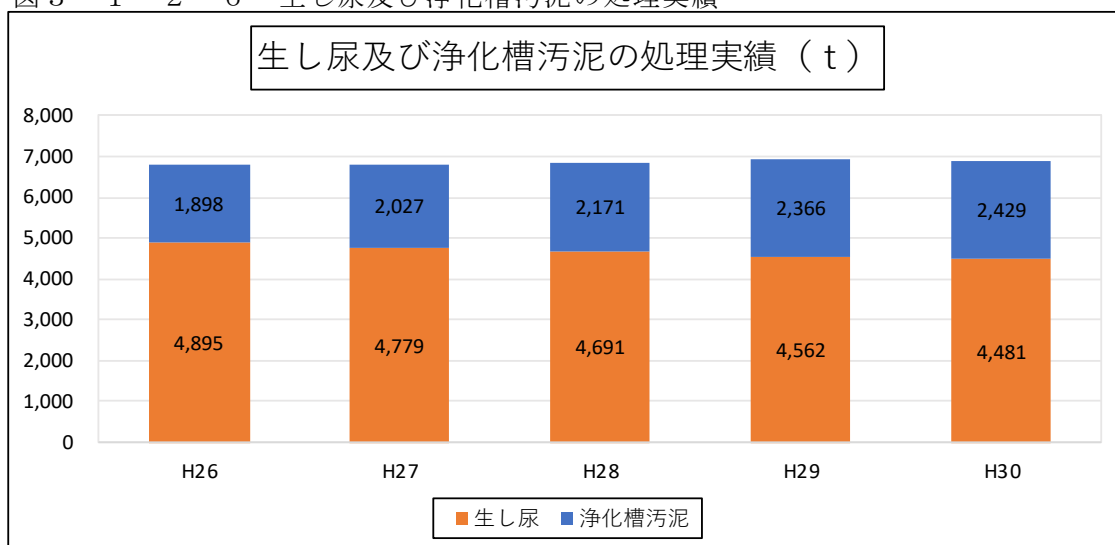
生活排水処理率 (%) = 下水道処理人口 + コミュニティプラント処理人口 + 農業集落排水等処理人口 + 合併処理浄化槽人口 / 総人口

(3) 処理実績について

処理実績については「有田衛生施設事務組合搬入データ実績（平成26年度～平成30年度）」を使用しています。また、生し尿は、汲取便槽と単独処理浄化槽の合計値、浄化槽汚泥は、合併処理浄化槽と農業集落排水施設の合計値となっています。

本町の処理実績について、生し尿の処理実績は年々減少しており、浄化槽汚泥の処理実績は年々増加しています。合併処理浄化槽の使用人口が増加していることから、浄化槽汚泥の処理量が増えたと言えます。

図3-1-2-6 生し尿及び浄化槽汚泥の処理実績



(4) 処理主体について

処理主体については、生活排水は住民並びに行政が主体となり、生し尿や浄化槽汚泥は収集・運搬を民間業者が行い、処理については町内で排出される全量を有田衛生施設事務組合が行います。

表3-1-2-4 処理主体について

生活排水		住民並びに湯浅町
生し尿	収集・運搬	民間
浄化槽汚泥	処理	有田衛生施設事務組合

(5) 処理施設について

本町で排出される生し尿及び浄化槽汚泥については、全量を有田衛生施設事務組合が管理する汚泥再生処理センターで処理しています。また、田地区において農業集落排水施設を設置し、生活排水を処理しています。

施設の概要

表3-1-2-5 汚泥再生処理施設の概要

地方公共団体名	有田衛生施設事務組合
施設名称	汚泥再生処理センター（リユースなぎ）
処理方式	水処理方式：膜分離高負荷生物脱窒素処理方式
	資源化方式：堆肥（コンポスト）化方式
処理能力	し尿 21 kℓ/日
	浄化槽汚泥 17 kℓ/日

表3-1-2-6 農業集落排水施設の概要

施設名	田浄化センター		
処理方法	鉄溶液注入連続流入欠ばっ気方式		
計画人口	1,320人		
日平均汚水量	356 m ³ /日		
時間最大汚水量	42.9 m ³ /時		
計画水質		〈流入水〉	〈処理水〉
	【BOD】	200 mg/ℓ	20 mg/ℓ
	【SS】	200 mg/ℓ	50 mg/ℓ
	【COD】	100 mg/ℓ	40 mg/ℓ
	【T-N】	43 mg/ℓ	15 mg/ℓ
	【T-P】	5 mg/ℓ	3 mg/ℓ

3. 生活排水処理の課題と目標

生活排水処理の現状をまとめた結果、見えてきた課題とそれに対する目標を次のように設定します。

(1) 生活排水処理における課題

本町における生活排水処理率は、年々増加しておりますが、平成30年度実績では、26.3%となっており、全国平均や和歌山県平均と比較すると、低いことが分かります。原因としては、合併処理浄化槽人口は増加していますが、まだ単独処理浄化槽や、汲取便槽を使用している人口が多いことが考えられます。また、生活排水処理施設として農業集落排水施設がありますが、いずれも計画目標人口には達していません。より多くの生活排水を適正に処理するために、各家庭の合併処理浄化槽の使用や、生活排水処理施設への接続を促す必要があります。

(2) 生活排水処理における目標の設定

これらのことを踏まえたうえで、令和12年度の目標を次のように設定します。

①目標

本町の生活排水処理率は平成30年度実績で26.3%でしたが、目標年度である令和12年度では46.0%を目指します。生活排水処理人口については表3-1-3-1～表3-1-3-3のとおりです。

表3-1-3-1 生活排水処理率目標

	現 在 (平成30年度)	目標年度 (令和12年度)
生活排水処理率	26.3%	46.0%

表3-1-3-2 生活排水処理目標人口

	現 在 (平成30年度)	目標年度 (令和12年度)
行政人口	12,131人	10,988人
水洗化・生活雑排水処理人口	3,192人	4,983人

表3-1-3-3 生活排水処理目標人口処理形態別内訳

		年度	H30	目標年度 (令和12年度)
生活排水処理形態別人口	1. 計画処理区域内人口	(人)	12,131	10,988
	2. 水洗化・生活雑排水処理人口	(人)	3,192	4,983
	(1) コミュニティプラント人口	(人)	0	0
	(2) 合併処理浄化槽人口	(人)	2,738	4,450
	(3) 下水道人口	(人)	0	0
	(4) 農業集落排水施設人口	(人)	454	533
	3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	(人)	7,054	5,087
	4. 非水洗化人口	(人)	1,885	918
	(1) し尿収集人口	(人)	1,885	918
	(2) 自家処理人口	(人)	0	0
5. 計画処理区域外人口	(人)	0	0	

第2章 生活排水処理基本計画

1. 基本方針

現在の生活排水処理について、単独処理浄化槽や汲取便槽での処理人口が多く、未処理のままの生活雑排水が、河川や海に放流されています。本町の生活排水処理の主体は合併処理浄化槽ですが、生活排水処理施設として、農業集落排水施設を保有しています。より多くの人々に生活排水処理を行って貰うために、合併処理浄化槽への転換を促進する施策を講じたり、生活排水処理施設への接続を促したりする必要があります。また、生活排水処理率をみると、全国平均や和歌山県平均と比較して低いことが分かります。生活排水処理率を高め、町内の水質保全に努めます。よって基本方針は「生活排水処理率の向上」とします。

2. 基本的事項

(1) 住民・事業者・行政の役割

①住民の役割

水は貴重な資源であることを念頭におき、水の無駄遣いを減らします。
浄化槽の清掃等、適正な管理に努めます。

②事業者の役割

事業活動に伴う排水の自己処理に努めます。

③行政の役割

住民・事業者への啓発に努め、水の有効利用を促進します。
生活排水処理率の向上を目指し、そのための施策を講じます。

(2) 基本施策

農業集落排水処理施設への接続及び合併処理浄化槽設置補助金を交付することにより、生活排水処理率の向上に努めます。

3. 事業計画

生活排水は、一部町内で農業集落排水施設が供用開始しているものの、今後大幅に集合処理区域が整備されにくく、合併処理浄化槽の整備を主事業として、その適正処理に努めます。

①合併処理浄化槽

合併処理浄化槽は、比較的住戸間の離れた農村部を中心に普及を図り、また、現在（平成30年度実績）の普及率は22.6%となっています。目標年度（令和12年度）には41.4%を目指します。

②農業集落排水施設

田地区において田地区農業集落排水事業が平成17年度に完成し、供用を開始しています。田地区農業集落排水事業の計画処理人口は1,320人ですが、現在（平成30年度実績）の普及率は、454人が利用しており、34.4%となっています。目標年度（令和12年度）では普及率40.4%を目指します。

4. し尿処理基本計画

(1) 町収集・運搬計画

①計画収集区域

特定環境保全公共下水道及び農業集落排水事業計画区域を除く、全域とします。

②収集・運搬の方法

し尿及び浄化槽汚泥は、各町において委託収集するものとします。